

## 千葉市の下水道使用料

### 下水道使用料の計算方法

下水道使用料 = 基本使用料 + 従量使用料

上水道の使用水量を汚水排出量として、下水道使用料を算出します。

2か月分の上水道の使用水量を前月分と後月分に2等分し、1か月あたりの汚水排出量を求めます。(端数がある場合は前月に加算します)

次にその1か月あたりの汚水排出量に「下水道使用料料金表」の従量使用料単価をかけ、基本使用料580円と消費税を加え、1か月分の使用料を求めます。(1円未満切捨て)最後に前月分と後月分を合算し、2か月分の下水道使用料となります。

#### 《計算例》

2か月で49m<sup>3</sup>使用の場合、使用水量を1か月25m<sup>3</sup>と1か月24m<sup>3</sup>に分けて計算します。

(1か月25m<sup>3</sup>)

基本使用料 580円  
従量使用料

1～5m<sup>3</sup> 5m<sup>3</sup> × 15円 = 75円

6～10m<sup>3</sup> 5m<sup>3</sup> × 17円 = 85円

11～20m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup> × 111円 = 1,110円

21～25m<sup>3</sup> 5m<sup>3</sup> × 152円 = 760円

計 2,610円 × 1.08 = 2,818円

(1か月24m<sup>3</sup>)

基本使用料 580円  
従量使用料

1～5m<sup>3</sup> 5m<sup>3</sup> × 15円 = 75円

6～10m<sup>3</sup> 5m<sup>3</sup> × 17円 = 85円

11～20m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup> × 111円 = 1,110円

21～24m<sup>3</sup> 4m<sup>3</sup> × 152円 = 608円

計 2,458円 × 1.08 = 2,654円

下水道使用料 2,818円 + 2,654円 = 5,472円

### 下水道使用料料金表 (1か月につき)

(税抜き)

区分	基本使用料	従量使用料	
		汚水排出量	使用料
一般汚水	580円	1～5m <sup>3</sup>	15円
		6～10	17
		11～20	111
		21～30	152
		31～50	188
		51～100	229
		101～500	267
		501～1,000	297
		1,001～2,000	329
		2,001～	359

#### ● 水道水以外(井戸水等)を使用した場合について

水道水以外(井戸水等で使用水量を計測する装置が無いもの)を使用した場合の汚水排出量の認定方法は、次のとおりです。

- ① 一般家庭では、1世帯1人までは1か月10m<sup>3</sup>とし、人数が1人増すごとに5m<sup>3</sup>を加えた量として認定します。
- ② 水道水との併用家庭では、1世帯1人につき1か月3m<sup>3</sup>を水道使用水量に加えた合計量とします。
- ③ 一般家庭以外では、井戸モーター・ポンプ等使用の態様を勘案して使用水量を認定し、これを汚水排出量とします。

※ 事業所などで井戸水等を使用する場合、水量計の設置をお願いしています。

### 下水道使用料早見表 (2か月につき)

(税込み)

水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料
0	1,252円	13	1,469円	26	2,316円	39	3,876円	52	5,964円	65	8,293円	78	10,932円	450	112,222円
1	1,268	14	1,488	27	2,436	40	3,996	53	6,129	66	8,496	79	11,136	500	126,640
2	1,284	15	1,506	28	2,556	41	4,160	54	6,294	67	8,699	80	11,340	600	155,476
3	1,300	16	1,524	29	2,676	42	4,324	55	6,458	68	8,902	85	12,355	700	184,312
4	1,316	17	1,542	30	2,796	43	4,488	56	6,622	69	9,105	90	13,370	800	213,148
5	1,333	18	1,560	31	2,916	44	4,652	57	6,786	70	9,308	95	14,385	900	241,984
6	1,350	19	1,579	32	3,036	45	4,816	58	6,950	71	9,511	100	15,400	1,000	270,820
7	1,366	20	1,598	33	3,156	46	4,980	59	7,114	72	9,714	150	27,766	1,200	334,972
8	1,382	21	1,718	34	3,276	47	5,144	60	7,278	73	9,917	200	40,132	1,400	399,124
9	1,398	22	1,838	35	3,396	48	5,308	61	7,481	74	10,120	250	54,550	1,600	463,276
10	1,414	23	1,957	36	3,516	49	5,472	62	7,684	75	10,323	300	68,968	1,800	527,428
11	1,432	24	2,076	37	3,636	50	5,636	63	7,887	76	10,526	350	83,386	2,000	591,580
12	1,450	25	2,196	38	3,756	51	5,800	64	8,090	77	10,729	400	97,804		

※上記、下水道使用料早見表は一般汚水扱いです。

#### ● 汚水排出量の減量手続について

製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の営業で、その営業に使用する水量と公共下水道に排出する汚水の量が著しく異なる場合は、申告に基づきその排出量を減量して認定します。

#### ● 福祉減免の手続について

- ① 生活保護世帯
  - ② 中国残留邦人等自立支援受給世帯
  - ③ 身体障害者(2級以上)の方がいる世帯
  - ④ 精神障害者(1級)の方がいる世帯
  - ⑤ 知的障害者(重度以上)の方がいる世帯
  - ⑥ 要介護4または要介護5の高齢者(65歳以上)の方がいる世帯
- については、下水道使用料の全部または一部を免除します。  
(注) ③～⑥については、世帯員全員の市県民税が非課税であることが条件です。

下水道使用料の減免・認定に関するお問い合わせは、  
下記お問い合わせ先にご連絡ください。

#### お問い合わせ先

千葉市役所 建設局 下水道管理部 下水道営業課  
所在地：千葉市中央区千葉港1番1号  
電話：043-245-5409

<https://www.city.chiba.jp/kurashi/suido/gesuido/riyoannai/ryokin/index.html>

